

## 令和6年度みどりのリサイクル資源化業務(北エリア) 仕様書

### 1 業務の名称

令和6年度みどりのリサイクル資源化業務(北エリア)

### 2 業務の目的

浜名区・天竜区の回収場所にみどりのリサイクルとして搬入された、家庭から出た草木類(落ち葉・刈草・枝)を適正に再資源化するもの。

### 3 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

※土曜日及び日曜日は、受託者施設への搬入は行わない。

ただし、年末年始、受託者の夏期休業など、土曜日及び日曜日以外で受け入れができない日が生じた場合は、委託者と協議の上対応すること。

### 4 業務内容

回収場所から、市又は市が委託した令和6年度みどりのリサイクル運搬業務受託者により搬入された草木類を適正に再資源化すること。

※ただし、南エリア(中央区)の資源化業務受託者が再資源化を困難とする場合は、委託者と協議の上対応すること。

### 5 処理物

草木類

### 6 処理量

推定総処理量 640トン(予定数量とし、搬入状況により変動する。)

なお、上記の数量は予定数量であり、搬出実量が予定量と比べて増減が生じた場合でも、単価の変更は行わないものとし、受託者は本契約を誠実に履行するものとする。

### 7 契約金額の積算

草木類資源化料 1トンあたりの金額(単価契約)。

### 8 一般的事項

業務を実施するにあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(以下「施行令」という。)に定める基準、関係法令及び本市の条例・規則を遵守し、環境の保全に十分配慮し、衛生的に草木類廃棄物の処理を行うこと。

9 施行令第4条第7号の規定により指定する事項（場所及び方法）

- ・資源化を行う場所は浜松市とする。
- ・資源化の方法は、一般廃棄物処理施設の設置許可を受けている施設による資源化とする。

10 提出書類

受託者は、業務責任者の届出書と併せて、従事者の届出を契約締結後に委託者に提出すること。

毎月の業務履行状況について、当月の業務終了後、速やかに業務完了報告書（月間）及び、履行状況報告書、計量伝票（搬入時に受領する伝票）又はその写し、内訳明細書（市施設(会場)ごとの処理量の明細）を委託者へ提出すること。

11 支払方法

委託業務の終了後、受託者の請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

12 疑義の解決

本仕様に定めのない事項については、委託者と受託者の間で協議して決定するものとする。